

第1章 計画の策定

1 計画策定の趣旨

「人権」は人間の尊厳に基づく固有の権利であり、日本国憲法において保障されているように、すべての人々は法の下に平等であって、政治的、経済的または社会的関係において差別されないと定められています。

しかし、人権に関する現状をみると、他者を正当な理由なく「普通（正常）でない」とみなす人々による不当な人権侵害が、差別という形で、あるいは身体・生命の安全に関わる形で数多く発生しています。その問題は、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人、HIV感染者・ハンセン病（元）患者、刑を終えて出所した人、犯罪被害者等、北朝鮮当局による拉致被害者、同性愛などの性的指向を持つ人、ホームレス、アイヌの人々など多岐にわたっており、また、近年では、インターネットによる人権侵害、性同一性障害者に対する差別など、新たな問題も生じています。

このような人権問題は、基本的には人々の偏見や差別意識などによるものであり、こうした間違った意識を教育・啓発により解消することが、問題解決への緊急の課題となっています。

そこで、本市では、「海津市人権教育・啓発推進計画推進本部」を設置し、人権教育・啓発活動の総合的かつ効果的な推進を図るため、基本計画として「海津市人権教育・啓発推進計画」（以下「本計画」）を策定します。

注）文中の太字の語句については、巻末「資料編」の「用語解説」において解説しています。

2 計画策定の背景

1) 国際的な動向

- ・1948年(昭和23年)「世界人権宣言」採択
- ・1965年(昭和40年)「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」採択
- ・1966年(昭和41年)「国際人権規約」採択
- ・1975年(昭和50年)「国際婦人年」
- ・1979年(昭和54年)「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」採択
- ・1979年(昭和54年)「国際児童年」
- ・1981年(昭和56年)「国際障害者年」
- ・1989年(平成元年)「児童の権利に関する条約」採択
- ・1990年(平成2年)「国際識字年」
- ・1995年(平成7年)～2004年(平成16年)
「人権教育のための国連10年」(国連決議)
- ・1999年(平成11年)「国際高齢者年」

2) 国内の動向

<国>

- ・1997年(平成9年)「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画 策定
- ・1997年(平成9年)「人権擁護施策推進法」施行、「人権擁護推進審議会」設置
- ・2000年(平成12年)「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行
- ・2002年(平成14年)「人権教育・啓発に関する基本計画」施行

<岐阜県>

- ・1998年(平成10年)「岐阜県人権啓発活動連絡協議会」設置
- ・2000年(平成12年)「岐阜県人権啓発センター」設置
- ・2001年(平成13年)「岐阜県人権同和教育協議会」設置
- ・2002年(平成14年)「人権に関する県民意識調査」実施
- ・2003年(平成15年)「岐阜県人権施策推進指針」策定

3) 市の動向

- ・2005年(平成17年)3月合併(海津町・平田町・南濃町)
「人権・同和啓発等事業については、これまでの取組の経緯を踏まえ、
新市においても引き続き推進する。」
- ・2005年(平成17年)3月「海津市人権・同和行政問題協議会」設置
- ・2006年(平成18年)6月「海津市人権教育・啓発推進計画推進本部」設置
8月「人権についての市民意識調査」実施
12月「人権尊重の都市」宣言 議会議決

3 計画の目的・性格

- ・本計画は、人権教育・啓発に関する様々な施策の総合的かつ効果的な推進を図ることを目的とします。
- ・本計画は、「人権教育・啓発推進法」※に基づき、海津市が今後実施する人権教育・啓発の推進施策に関する基本方針及び方向性を明示するものです。

※「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（人権教育・啓発推進法）」

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- ・本計画は、「海津市総合開発計画」基本計画との整合性を図ります。
- ・本計画の期間は、平成19年度から平成23年度までの5か年とします。

4 計画の基本理念

- ・本計画は、「人権尊重の都市」宣言（平成18年12月12日）に基づき、「人権が尊重され差別や偏見のない明るく住みよい社会の実現」をめざして策定するものです。
- ・この基本理念は、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」における人権尊重の理念（自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合うこと、すなわち、人権共存の考え方）及び県の「人権施策推進指針」における基本理念（一人ひとりの人権が尊重される社会の実現に向け、総合的に人権に関する取り組みを推進すること）に準ずるものです。